

● 障害福祉サービス事業所と特別支援学校との連携等について

- 特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されている。
- 特別支援学校高等部においては、就労継続支援事業所等における実習と事前、事後指導を繰り返しながら、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成に努めている。特別支援学校における教育においては、就労継続支援事業所等との連携が重要である。
- このため、特別支援学校における教育に対する理解や事業所と特別支援学校との連携への配慮をお願いしたい。また、特別支援学校を所管する教育委員会との関係づくりや情報交換にも留意いただきたい。

● 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の充実について

- 聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。
- 他方、特別支援学校（聴覚障害）においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することが求められているところ。
- このため、文部科学省では、令和2年度から「聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」を行うこととしている。本事業は、都道府県教育委員会において、特別支援学校（聴覚障害）に乳幼児教育相談マネージャーを配置し、保健、医療、福祉関係機関（児童発達支援センター等）との連携に係る連絡・調整や教育相談の充実のための取組を行うもの。
- 本事業の推進に当たっては、保健、医療、福祉関係機関と教育委員会・特別支援学校との連携が不可欠である。教育委員会・特別支援学校からの求めに応じ協力願いたい。